

広報北条砂丘

平成19年6月発行 No.12

編集・発行 水土里ネット北条砂丘（北条砂丘土地改良区）
〒689-2105 鳥取県東伯郡北栄町下神1108-1
TEL(0858)36-2004 FAX(0858)36-2620



元気に育つ葉たばこ



平成18年度担い手視察：滋賀県ヤンマー農機製造株式会社

目 次

- 第56回通常総代会理事長挨拶… 2
- 第56回通常総代会開催…………… 3
- 平成17年度決算
- 平成17年度財産目録…………… 4
- 平成19年度予算
- 平成19年度の組合費について… 5
- 地区除外の取り扱いについて… 6



第56回 通常総代会開会挨拶

開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は平成19年度第56回の北条砂丘土地改良区の総代会を開催しましたところ、ご多忙の中を、総代の皆様の多数のご出席を得まして誠にありがとうございます。日頃より改良区運営にご尽力頂いておりまこと、重ねてお礼申し上げます。

理事長

西村 勝義

また、県大規模基盤整備室の山本室長様には公務ご多忙の折、この会に花をそえて頂きまして、心から感謝申し上げ、厚くお礼申し上げます。

わが改良区も上部機関、指導機関のご援助、ご指導のもと、また、組合員の皆様のご理解とご協力に依りまして、大過なく運営並びに事業推進を行ってきておりますこと心から感謝を申し上げます。

現在実施中であります県営畠地帯総合整備事業も、本年度で下北条地区、大栄地区は完了いたしまして、残すところは中北条地区を平成19年度、20年度の2年間で完了の予定となって参りました。

さて、この様に大勢の方のご協力、ご支援によって立派に施設が更新されますが、それに伴った農地の利用対策が危ぶまれているところであります。

皆様もご存じのように、農業者の高齢化、後継者不足による農地の荒廃が年々増加しつつあります。

全国データによると、農地の12%が遊休農地となっていると聞いており、埼玉県の面積と同じ位、若しくはそれを上回る程の農地が放棄地になっているそうであります。

それに、現在農林水産業に従事している方の平均年齢が70歳代に入ったとか、あと、10年経ちますと80歳の高齢農業者ということになりますと、殆どの農地は荒廃し日本農業は壊滅的状態となって参ります。大変な時期が到来することになります。

そこで、来年度から実施されます品目横断的な経営安定対策や、農地・水・環境保全対策など新しい施策が打ち出されてくる今日でございますので、新しい国策を十分活用することによって農村の再生を期して頑張らなければならないと思っております。

この間もテレビで国会の予算委員会のやり取りを見ておりますと、現在の我が国の食糧自給率は40%である。これを引き上げる為には抜本的な農家の経営改善を図らなければならない。そこで4ha以上を対象にした農家を法人化し、農作物の栽培技術はもとより、会社の経理、経営等の指導支援を担い手対策として実施していく。それによって戦略産業としての農水業を実践し、安全で高品質の農産物を海外へどんどん売り込んでいく、その一方、現在国内自給率40%のものを20年には45%に引き上げる。そして段階を追って50%にというふうにして農地の荒廃に歯止めをかけ、再生を図っていく方針を打ち出しており、それに大きな期待をするものであります。

何はともあれ、農村を取り巻く環境は極めて厳しいものがございますが、私達はやはり先人が永年に亘って築き上げてきた、美しい豊かな農地を貴重な資産として守り抜き次代へ継いで行かなければならぬ責務がございます。

そういう意味から申しまして、土地改良区の責務は農家の皆様が安心して作物が栽培できるよう適切な水の供給をする事に専念しなければならないと思っております。

どうか今後とも改良区の運営並びに諸事万端について、一層のご協力、ご支援をお願い申し上げます。

尚、終わりになりましたが、永年に亘って本改良区の運営にご尽瘁頂きました、総代の西園の浅田幸則さんが平成18年4月に、また、元理事長の弓原の濱本 昭さんが平成18年の暮れにご逝去されました。謹んで皆様と共に哀悼の意を表す次第でございます。

本総代会に提案いたします案件は、21議案にのぼる膨大なものであります。

この議案は、各委員会、代表理事会、役員会の議を得て作成したものでございます。

どうか十分なる審議を頂きまして原案通りご承認頂きすようお願い申し上げまして開会のご挨拶と致します。



第56回 通常総代会開催

平成19年3月23日午後1時30分より、北条砂丘土地改良区会議室において、大規模基盤整備室山本室長のご臨席を賜り、第56回通常総代会を開催しました。

総代53人（定数65人、出席率82%）の出席をいただき、議長には北栄町西園の竹本光雄総代が選出され、提出された21議案を原案どおり可決決定し午後3時35分閉会しました。

なお、提出議案のうち平成17年度決算及び平成19年度予算の概要は下記のとおりです。

《平成17年度 一般会計決算》

(収入)

(支出)

科目	決算額	付記	科目	決算額	付記
1組合費	151,971,770円	経常賦課金、特別賦課金	1事務費	24,329,199円	事務費、総代会費
2助成金	7,640,399	町補助金他	2事業費	17,324,698	適正化事業他
3財産収入	1,534	預金利息	3負担金	92,819,500	畠総事業、県土連負担金
4使用料手数料	404,460	施設使用、手数料	4維持管理費	36,310,030	揚水管理費他
5繰入金	17,839,456	特別会計から経常費他繰入	5償還金及び利子	107,318,279	ほ場整備、かん排、平準化償還
6長期借入金	92,452,000	畠総事業、平準化事業費	6繰出金	4,682,155	職員退職給与金他
7雑収入	5,613,543	道路壳却費・移転補償費他	7諸費用	2,957,897	賦課金徴収手数料他
8維持管理適正化事業	5,670,000	県土連事業交付金	8予備費	0	
9事業推進費	4,200,000	畠総ソフト事業			
10繰越金	302,699	前年度繰越金			
合計	286,095,861		合計	285,741,758	

差引残額 354,103円は翌年度に繰越

《平成17年度 決済金特別会計決算》

(収入)

(支出)

科目	決算額	付記	科目	決算額	付記
1決済金	3,448,337円	0.7ha地区除外	1繰出金	18,489,432円	一般会計繰出金
2雑収入	66,146	預金利息 他	2繰越金	174,974,404	次年度繰越金
3繰越金	189,949,353	前年度繰越金			
合計	193,463,836		合計	193,463,836	

《平成17年度 職員退職給与金特別会計決算》

(収入)

(支出)

科目	決算額	付記	科目	決算額	付記
1一般会計繰入金	4,000,000円		1退職給与金	0円	
2雑収入	13	預金利息	2繰越金	12,703,958	次年度繰越金
3繰越金	8,703,945	前年度繰越金			
合計	12,703,958		合計	12,703,958	

組合員の財産であります土地改良施設の維持管理には、多額の費用がかかってあります。土地改良区では今後とも適正な維持管理に万全を期したいと考えてありますので、漏水を発見されたり、いつもより水の出が悪いなど異常があれば、改良区まで至急ご連絡下さい。
(電話36-2004)



《平成17年度 財産目録》

平成18年5月31日調整

摘要	要	金額	摘要	要	金額
【資産】			【負債】		
流動資産		円	長期負債		円
(1) 現金及び預金	9,256,214		(1) 農林漁業金融公庫(ほ場整備事業)	593,156,321	
(2) 未収賦課金	354,103		(2) (畠地帯総合整備事業)	386,833	
特定資産	8,902,111		(2) 鳥取中央農業協同組合北条支所	490,097,123	
(1) 職員退職給与積立金見返預金	187,678,362		(償還平準化事業)	48,070,000	
(2) 転用決済金積立金見返預金	12,703,958		(かんかい排水事業)	54,602,365	
基本資産	174,974,404		積立金	187,678,362	
(1) 鳥取中央農業協同組合出資金	8,000		(1) 職員退職給与引当金積立金	12,703,958	
固定資産	8,000		(2) 転用決済金積立金	174,974,404	
宅地(改良区事務所敷地) 638m ²					
ため池・水槽(下神、由良西浜、江北) 5,711m ²					
雑種地(揚水機場用地・ボックス等) 2,591m ²					
道路 382,550m ²					
水路 6,101m ²					
資産合計	196,942,576円		負債合計	780,834,683円	

《平成19年度 一般会計予算》

(収入)

(支出)

科目	決算額	付記	科目	決算額	付記
1組合費	109,907千円	経常賦課金、特別賦課金	1事務費	24,880千円	事務費、総代会費
2助成金	7,819	町補助金	2事業費	11,740	維持管理適正化事業 他
3財産収入	1	預金利息	3負担金	47,430	畠総事業、県土連負担金
4使用料及び手数料	86	土地使用料、手数料 他	4維持管理費	35,237	揚水管理費 他
5繰入金	12,616	特別会計から経常費他繰入	5償還及び利子	57,377	ほ場整備、畠総、平準化
6長期借入金	47,250	畠総事業	6繰出金	5,791	職員退職給与金 他
7雑収入	203	過年度未収金 他	7諸費用	2,297	賦課金徴収手数料 他
8維持管理適正化事業	5,670	県土連事業交付金	8予備費	400	
9事業推進費	1,500	畠総ソフト事業			
10繰越金	100	前年度繰越金			
合計	185,152		合計	185,152	

《平成19年度 決済金特別会計予算》

(収入)

(支出)

科目	決算額	付記	科目	決算額	付記
1決済金	1,793千円	一般会計より繰入	1繰出金	13,258千円	一般会計繰出金
2雑収入	400	預金利息 他	2繰越金	153,020	次年度繰越金
3繰越金	164,085	前年度繰越金			
合計	166,278		合計	166,278	

《平成19年度 職員退職給与金特別会計予算》

(収入)

(支出)

科目	決算額	付記	科目	決算額	付記
1一般会計繰入金	4,000千円		1退職給与金	1千円	
2雑収入	6	預金利息	2繰越金	20,710	次年度繰越金
3繰越金	16,705	前年度繰越金			
合計	20,711		合計	20,711	

☆平成19年度の組合費について☆

◇徵収期日

期別	賦課金種別	賦課期日
1期	維持管理費（前期）	平成19年7月1日～7月31日
2期	維持管理費（後期）	平成19年8月1日～8月31日
3期	畠地帯総合整備事業特別負担金（前期）	平成19年9月1日～10月1日
4期	畠地帯総合整備事業特別負担金（後期）	平成19年10月1日～10月31日
5期	ほ場整備事業特別負担金	平成19年11月1日～11月30日

◇徵収金額（10アール当たり）

イ	維持管理費	8,800円（前期4,500円・後期4,300円）	
□	畠地帯総合整備事業特別負担金		事業完了年度から16年間 (1年据置)
	下北条地区	7,530円（前期3,830円・後期3,700円）	
	下北条地区(松神)	9,220円（前期4,620円・後期4,600円）	
	大栄地区	9,400円（前期4,800円・後期4,600円）	
	中北条地区	6,710円（前期3,410円・後期3,300円）	
ハ	ほ場整備事業特別負担金	江北浜新田場地区 6,590円	平成24年度まで
		国坂地区 9,190円	平成26年度まで

●賦課金種別の納期変更について

昨年度で、かんがい排水事業特別負担金の償還が終わりましたので、今年度より畠地帯総合整備事業特別負担金を前期・後期に分けて、3期・4期に賦課いたします。

●組合費の全額納付について

期別で賦課しております組合費を、1期（7月）で全額納付していただくこともできます。

全納を希望される方は、6月20日までに改良区に申し出て下さい。

●ほ場整備事業特別負担金について

5期（11月）に納めていただいております、ほ場整備事業特別負担金は、江北浜東新田場地区・国坂地区的償還金です。

その他の地区は償還完了しておりますので、5期の賦課はありません。

●組合費の口座振替（自動引落）について

組合費の口座振替は、鳥取中央農協(北条支所・大栄支所)・鳥取銀行のみ取り扱っております。

組合費の納入は、安全で納め忘れの心配もなく、納期ごとに金融機関に出かける手間もはぶける便利な口座振替をぜひご利用ください。

口座振替依頼書は上記の金融機関及び北条砂丘土地改良区にあります。

☆地区除外の取り扱いについて

1. 農地転用（地区除外）を計画される場合には、まず土地改良区にご相談下さい。
 2. 農業振興地域から除外された（以下、「農振外」）農地を除き、基本的に地区除外は認められません。
(畠総事業完了後8年間を経過しない段階での地区除外は、国、県への補助金返還が必要となります。)
 3. 道路、河川用地等の公共事業として用地買収される場合、及び農振外の農地について下表のとおり決済金が必要です。
※ 公共用地買収であっても、地区除外の申請手続きと決済金が必要です。地区除外の手続きと決済金を納めていかないと、いつまでも賦課金が賦課されますので、用地交渉の時に「北条砂丘土地改良区の受益地」であることを言って、後日に問題が残らないようにお願いします。
- (注) 1) 維持管理費決済金は、今後、改良区の運営及び施設を管理していくための費用を決済していただくものです。
2) 償還金決済金は、国、県の補助を受けて実施した事業の借入金の未償還額を決済していただくもので、決済金は全額償還に充当するものです。
- ※ 中北条地区的農業振興地域から除外された農地（以下「農振外」）は、県営畠総事業の補助事業対象外となります。農振外のままでは更新費用全額負担となり施設更新が困難ですので、改良区では畠総事業完了年度を最終年度としてかんがい停止する方針です。

(平成20年のかんがいを停止した11月以降に、止水及び地区除外決済を行う予定です。)

〔平成19年度 地区除外決済金〕

1	維持管理費決済金(10アール当り)	122,814円
2	償還金決済金(10アール当り)	
	イ ほ場整備事業	
	江北浜新田場地区	17,749円
	国坂地区	37,851円
	□ 畠地帯総合整備事業	
	下北条地区	69,505円
	下北条(松神)地区	86,177円
	大栄地区	94,423円
	中北条地区	75,609円

☆こんなときは必ず手続きをお願いします

農地の権利関係が、次の事由により異動したときは必ず土地改良区に届出下さい。

(組合員資格喪失通知書は改良区にあります。)

1. 組合員の死亡
2. 土地の売買・譲渡
3. 住所や氏名の変更
4. 農業者経営移譲年金を受給

平成18年度県営畠地帯総合整備事業の状況 一部をご紹介します

第2揚水機場（下神）の除塵機改修工事

ポンプから送り出される水をきれいにする機械です。



施工前



完成

平成19年度県営畠地帯総合整備事業の工事予定

◆中北条地区：江北新開工区支線水路工事、暗渠排水工事他（江北新開工区は完成予定です）